

希望郷いわて大会開催記念・ゲートボール紫波交流大会 2020 開催要項

1. 目的

障がいの有無を問わず誰もが競技を楽しむことができるゲートボールを通して健康づくりや仲間づくりを推進すると共に、地域でのスポーツ・レクリエーション振興を図ることを目的として開催する。

2 主催 岩手県／（一社）岩手県障がい者スポーツ協会

3 共催 （社福）紫波町社会福祉協議会、紫波町身体障がい者福祉協会（予定）

4 後援 岩手県ゲートボール協会（予定）

5 主管 紫波町ゲートボール協会

6 期日 令和2年3月10日（火）

7 競技会場 紫波町多目的スポーツ施設（サン・ビレッジ紫波／2コート使用）
〒028-3318 紫波町紫波中央駅前二丁目1番地1
TEL 019-671-2888／FAX019-671-2889

8 日程

期日	時間（予定）	内容
3月10日 （火）	9：00～9：20	受付
	9：10～9：20	代表者会議
	9：20～9：30	開会式
	9：30～12：30	午前の部
	12：30～13：00	昼食・休憩
	13：00～15：00	午後の部
	15：15～15：40	閉会式



※参加チーム数により日程が変更となる場合があります。

9 参加対象 障がいの有無、年齢、性別を問わない。

※健常者の参加もOKのユニバーサルルールで行います。

※ただし、スパーク時等の緩和ルールは障がいのある方のみ適用。

※申込数が多い場合は、合同チームでの参加等、調整する場合があります。

10 参加費

1名あたり1,000円（昼食及び資料代等を含みます）

※参加費は、受付時に集金。応援参加で弁当のみご希望の方は、600円（税込・お茶付き）

11 帯同審判員について

各チームの帯同審判員のご協力をお願いいたします。審判割当は代表者会議にてお知らせします。審判員割当表作成の都合上、申込用紙の審判資格（有無）の欄に必ず明記してください。なお、審判資格者は審判員手帳をご持参願います。

12 競技運営

別紙「希望郷いわて大会開催記念・ゲートボール紫波交流大会」競技運営要項」による。

13 健康・安全管理

参加者は、事前に医師の診断を受けるなど、自己の責任において健康及び安全に十分留意すること。なお、主催者においては普通レクリエーション保険に一括加入する他、応急の処置のみを行うものとする。

14 申込方法・申込（連絡）先

別紙申込用紙に必要事項を記入の上、令和2年3月3日（火）までに郵送またはFAXにて下記宛てにお申込みください。

〒020-0831

盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内

岩手県障がい者スポーツ協会（担当 三浦、小林、小坂）

TEL 019-637-5055 / FAX 019-637-7626

E-mail: t-miura@iwate-adaptive.or.jp

15 会場アクセス～紫波 IC 下り出口よりお車で約 10 分



希望郷いわて大会開催記念・ゲートボール紫波交流大会競技運営要項

1 出場資格

- (1) 障がいの有無、年齢、性別を問わない。
- (2) 健康、安全に配慮することができ、ゲートボール競技者としてのマナーを守れること。

2 チーム編成

- (1) 1チームの編成は監督1名、競技者5名以上8名以内とする。
- (2) 監督は専任とし、選手を兼ねることはできない。また、監督がいなくてもチームは成立する。
- (3) 選手のうち、1名を主将とする。

3 競技方法

- (1) 参加チーム数により、リーグ戦を行う。組合せは主催者が決定する。
- (2) 競技時間は30分とする。インターバルは5分～10分を目途に適宜調整する。
- (3) 打撃時間は15秒以内とする。ただし、障がい等により、打撃準備に時間を要した場合等を除く。

4 表彰

上位入賞チーム（各リーグ上位3チーム）への表彰は閉会式にて行う。

5 注意事項

- (1) コート設営
 - ①コートは、インサイドライン縦15m・横20mとし、区画はテープを使用する。
 - ②待機エリアは設けない。
- (2) 競技進行
 - ①先攻、後攻は抽選かジャンケンで決める。
 - ②リーグ戦の順位は次の順序にて決定する。→（イ）勝敗数（ロ）得失点差（ハ）対戦結果
 - ③競技の没収・棄権等は勝ちチームに7点を加え、得点を7対0とする。
- (3) 用具
 - ①スティックは各自持参すること。
 - ②試合球は主催者が用意する。
 - ③打順ゼッケンは、参加チームで用意すること。
 - ④監督・審判腕章は、参加チームで用意すること。

6 大会申合せ事項

- (1) スパーク打撃

競技者より申告があり、主催者及び当該審判員が下肢の障がい等により、通常のスパーク打撃が困難であると認められた場合には、以下、①～⑤の要領にてスパーク打撃を行う。

 - ①打者が他球にタッチする。
 - ②審判が、タッチされた他球を拾う。
 - ③審判が、打者にどの方向にスパークするかを確認する。
 - ④審判は、打撃方向に他球を置き、自球を拾う。
 - ⑤スパーク打撃後に同位置に自球を戻す。
- (2) タッチした他球の処理・・・原則として審判が行うが、打者が持って審判に渡しても良い。
- (3) 触球違反・・・自球及び他球に車いすが接触した場合は、体の一部と見なし違反となる。
- (4) スティックの長さ・・・障がい程度に合わせ調整することができる。